

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

津山地域

令和6年9月13日開催

- No. 1 **下貫津地内の火災にあった空き家の処理問題について**
都市計画課
- No. 2 **市道東ノ崎線改良工事の進捗状況について**
建設課
- No. 3 **温泉公園広場の改良工事要望について**
建設課
- No. 4 **津山小学校の今後の見通しについて**
教育総務課、学校教育課
- No. 5 **津山小学校の複式学級について**
学校教育課、都市計画課
- No. 6 **各種組織団体の見直しについて**
総務課、生涯学習課
- No. 7 **通学路、町内地域の街灯設置整備について**
生活環境課、建設課、教育総務課
- No. 8 **市街化調整区域の利用活性化について**
市長公室、都市計画課、生涯学習課

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

津山地域

令和6年9月13日開催

| | | | |
|---|---|--------|--------------------------|
| No. | 1 | 標 題 | 下貫津地内の火災にあった空き家の処理問題について |
| 所管課等 | | 都市計画課 | |
| <p>《市民のこえ》</p> <p>空き家火災後の処理問題について、昨年も要望したところ関係者との協議や官公庁への照会等を含め、課題を解決していくとの回答をいただきました。</p> <p>現在の火災現場の跡地は雑草に覆われ、立木はうっそうと生い茂り、野生動物の棲みかとなっており、焼け枯れたイチョウは白い木肌を見せています。</p> <p>現在の状況は、どのようになっているか、最終的な課題解決をいつまでとお考えでしょうか。</p> | | | |
| <p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>御質問の件については、現在も、所有者やその他の権利者との協議、官公庁への照会等を含め、様々な方面から解決に向けた作業を継続して実施しているところであります。</p> <p>今般の空き家火災の処理を含め、空き家に係る問題に所有者以外の者が対応する場合、個人が所有する財産であることに伴う、様々な課題をひとつひとつ解決して、ようやく現地作業が実施できるようになります。そのため、具体的な解決に至るまでには、長い期間を要することを御理解いただきたいと思います。</p> <p>周辺にお住いの皆様にとっては、課題解決に向けた進捗が見えづらく、大変不安な思いをされていることは、十分承知していますので、市としても、一日も早い解決が図られるよう継続して対応を行ってまいります。</p> <p>なお、本件が、個人情報保護の観点から、個別具体的な状況を申し上げられない事案であることについても御理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>また、繁茂した草木の管理は、本来、所有者が行うものですが、所有者の同意を得た上で、今年中に除草を実施する予定です。</p> | | | |

| | | | |
|--|---|--------|---------------------|
| No. | 2 | 標 題 | 市道東ノ崎線改良工事の進捗状況について |
| 所管課等 | | 建設課 | |
| <p>《市民のこえ》</p> <p>市道東ノ崎線改良工事の実施説明会が平成30年度に行われ、5年計画で実施するとの説明がありましたが、5年が過ぎても工事が行われていません。</p> <p>現在の状況や工事が進まない理由を教えてください。節目節目に丁寧な説明をお願いします。</p> <p>また、貫津沼の改修工事の関係で、市道東ノ崎線の田んぼの耕作が来年と再来年はできないので、できればこの2年間で改良工事をお願いしたいです。</p> | | | |
| <p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市道東ノ崎線改良事業については、令和元年度に詳細設計、令和2年度と令和3年度に用地測量を実施し、令和4年度と令和5年度は補償に伴う物件調査を実施しました。</p> | | | |

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

津山地域

令和6年9月13日開催

昨年度まで、関係者との協議を行い事業調整中でありましたので、具体的なスケジュールをお示しできない状況でしたが、今年度に入り、ある程度事業の目途がついたので、10月中に説明会を開催し、スケジュールを含む詳細な内容についてお話しさせていただく予定です。

| | | | |
|---|----------|--------|--------------------------|
| No. | 3 | 標 題 | 温泉公園広場の改良工事要望について |
| 所管課等 | | 建設課 | |
| <p>《市民のこえ》</p> <p>現在の温泉公園の状況は、雨が降ると一週間もぬかりっぱなし、そして、雑草が伸び放題で大変困っています。</p> <p>市内で新設されている公園を見てみると、砂の様に細かい採石を敷いて雑草も生えにくくなっているようです。</p> <p>以前からある公園については、暗渠排水も含めての早急な改良を強く要望します。</p> | | | |
| <p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>天童温泉地域の皆様には、長年にわたり、温泉公園の美化活動に御理解と御協力を賜わり、心より感謝申し上げます。</p> <p>御指摘のあった広場のぬかるみについては、地域の皆様と一緒に現場を確認させていただいた上で、排水暗渠の設置など、今後の対応を検討させていただきます。</p> | | | |

| | | | |
|---|----------|-------------|-------------------------|
| No. | 4 | 標 題 | 津山小学校の今後の見通しについて |
| 所管課等 | | 教育総務課、学校教育課 | |
| <p>《市民のこえ》</p> <p>少子化の影響で児童数が減り、今年の津山小学校の入学者は8名、全校児童で95人と100人を切る状況となりました。</p> <p>宅地の造成で、関の上町内会区域にもハミングタウン山元が手掛けられています。が焼け石に水の状況のように見受けられます。</p> <p>今後の津山小学校の見通しについて教えていただきたいです。また、今後、学区の見直しを検討することはあるのかも伺います。</p> | | | |
| <p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>令和7年度以降の入学予定者は、おおむね1桁で推移する見込みです。現在、津山地域に住んでいる未就学児数を基にした推計によれば、令和8年度に複式学級ができる可能性があります。</p> <p>学校は地域と密接なつながりがあり、地域の中で子供達も成長していくものと考えていますので、学区の見直しについては現在のところ考えていません。</p> | | | |

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

津山地域

令和6年9月13日開催

| | | | |
|--|---|-------------|----------------|
| No. | 5 | 標 題 | 津山小学校の複式学級について |
| 所管課等 | | 学校教育課、都市計画課 | |
| <p>《市民のこえ》</p> <p>津山小学校の複式学級制を検討している場合は、離島や分校ではないこと、直接の教育ができない場面があること、教員の負担が大きいことから反対します。</p> <p>山形市内の小学校で複式学級に地域住民が猛反対し、次年度からやめて元に戻った実例もあります。</p> <p>また、津山地域に子どもが増えていかないのは、建物を建築しにくくなっていることが原因かと思います。防災マップでは、津山地域のほとんどがイエローゾーンになっていますが、ミニ団地の開発はできないのでしょうか。</p> <p>さらには、空き家が増えてきていますが、その土地を更地にして分譲することはできないのでしょうか。</p> | | | |
| <p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>学級編制をする際には、国や県で定めた基準があり、それに基づいて学級編制を行っています。人数の基準としては、2つの学年の児童を合わせて16人以下になると複式学級となり、1学級を1人の担任が受け持ちます。ただし、1年生を含む複式学級の人数は最大で8人となります。</p> <p>津山小学校においては、早ければ令和8年度から2年生と3年生を組み合わせた複式学級ができる可能性があります。</p> <p>複式学級には反対との御提言ですが、複式学級には複式学級としてのメリットがあります。一つには、学級規模を大きくすることで集団としての教育効果を高められることです。また、複式学級はそもそもが少人数学級編制ですので、「生徒一人ひとりに目が行き届き、個に応じたきめ細かな学習指導が行える」、「発言・発表など、子ども一人ひとりの活躍の場が増加する」、「学年をこえた学び合いが生まれ教育効果が高まる」、「不登校や問題行動の早期対応につながる」、「担任教員の事務処理に費やす時間が減少し、子どもと接する時間が増加する」などのメリットもあります。</p> <p>今後、転入等で児童数が増える可能性もありますが、複式学級になる際は、保護者や地域の理解を得られるよう、こうしたメリットも含めて学校と連携して十分に説明していきます。</p> <p>市街化調整区域において設定する規制緩和区域は、農振農用地やイエローゾーンを含む災害リスクの高いエリア等を除いたものとされています。なお、規制緩和区域内においては、宅地分譲等の行為が可能となります。</p> | | | |

| | | | |
|---|---|-----------|----------------|
| No. | 6 | 標 題 | 各種組織団体の見直しについて |
| 所管課等 | | 総務課、生涯学習課 | |
| <p>《市民のこえ》</p> <p>昨年度も同様の意見をあげましたが、天童市では、これからますます少子高齢化、人口減少が進んでいきますが、そのような中、町内会役員や社会教育団体役員などのなり手不足の問題が出てきていると思います。実際に若松町内会は、ここ4年間</p> | | | |

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

津山地域

令和6年9月13日開催

大問題になっています。

現在の各種組織団体を見直し、市民にとって本当に必要な組織は何なのか、また活動しやすくするために再検討していく時期に来ているのではないかと考えます。

意見としては、防災・福祉・地域活性の3項目に絞ってはと思います。市の見解をお聞かせください。

<回答及び対応状況>

少子高齢化の進展や共働き世帯の増加等により、町内会や社会教育団体の役員などのなり手を探するのが年々難しくなっている状況にあると他の地域の町内会においても同様の声が聞かれるところです。

各種組織団体については、それぞれ設立の目的や経過等が異なるため、現段階において各種組織団体の個々の必要性を市が統一的に判断することは難しいと考えています。それぞれの組織団体において、実情に合わせて望ましい活動の在り方や組織形態の見直しを検討していただきたいと考えています。

市としても、各種組織団体の活動への支援を行っていくとともに、地域の皆様と互いに知恵を出し合いながら協働によるまちづくりを進めていきますので、今後とも御協力をお願いします。

| | | | |
|---|---|-----------------|----------------------------|
| No. | 7 | 標 題 | 通学路、町内地域の街灯設置整備について |
| 所 管 課 等 | | 生活環境課、建設課、教育総務課 | |
| <p>昨年度末、天童高等学校より北側から国道48号に向けて拡張整備が行われ、全道程開通の際には、天童高等学校・第二中学校通学路としての利便性向上が期待されますが、国道13号混雑時の山口西工業団地へのアクセス道路となりうる可能性もあります。</p> <p>上記の場所を含め、道路整備や通学路を新しく決める際には、併せて街灯を設置し、住みやすい安心安全な生活環境整備を進めていただきたいです。</p> | | | |
| <p><回答及び対応状況></p> <p>道路事業については、整備の緊急性や必要性及び事業効果等を総合的に判断しながら順次整備を行っており、街路灯などの設置についても関係部署と情報共有をしながら進めているところです。</p> <p>道路整備時には、夜間の安全対策として交差点照明灯の設置を検討しており、交差点の形状や規模を考慮し、公安委員会と協議をしながら進めています。</p> <p>また、新しく道路が整備され、通学路変更等も想定される場合には、通学路灯などの整備も検討し、地域の安心安全な生活環境整備に努めていきます。</p> | | | |

| | | | |
|---|---|------------------|--------------------------|
| No. | 8 | 標 題 | 市街化調整区域の利用活性化について |
| 所 管 課 等 | | 市長公室、都市計画課、生涯学習課 | |
| <p>津山地区の魅力的な将来の展望実現のため、条件を付けながらも住みたいまちに</p> | | | |

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

津山地域

令和6年9月13日開催

自由に住めるよう「市街化調整区域」の規制を早急に緩めていただきますようお願いいたします。

少子高齢化が進んでいますが、若者が定着するよう過疎化を防止し、未来に希望が持てる地域になってほしい思いです。

農業地、果樹地を守りながら親、子、若者がその環境の中で一体となって安心して定住できるよう、魅力的な地域をつくっていくことで人口の流出を防止し、他市町村からの流入につながります。

地域としては、歴史や文化財、観光地、果樹、水のきれいな名水百選、山林等の魅力的な天童津山、貫津をPRすることで人口減少の歯止めを図り、若者の定住化を押し進めていきたい考えです。

<回答及び対応状況>

国道13号東側の津山地域を含む市街化調整区域は、自然環境や営農環境を保全するために、市街化を抑制すべき区域と法律で位置付けられています。このため、様々な法的な規制により、当該区域の地縁血縁者以外の住宅や、一定の条件を満たす商業施設等以外は原則建築することができないものとされていました。

このような中、優良農地等の虫食い開発を抑制しながら、市内外の方の新たな定住の促進や地域コミュニティの活性化を図るため、平成30年4月1日から、市街化調整区域においても住宅建築に人的な要件を必要としない開発許可等の規制緩和区域を設定しています。

具体的には、農振農用地区域や土砂災害危険区域等を除外した上で、道路や上下水道のインフラが既に整備されているエリアを緩和区域として指定しており、この規制緩和により、津山地域において、これまで5箇所、26区画の民間事業者による宅地分譲が行われているほか、個人の住宅が11戸建築されています。

また、若い世代の移住・定住促進のために、子育て支援や雇用の場の確保などに総合的に取り組むとともに、津山地区の貴重な地域資源を活かして、地域の魅力を発信するような取り組みを、地域と行政が一体となって進めていきます。